

2020年改正著作権法の概要

橋本 阿友子 ●弁護士／骨董通り法律事務所

リーチサイト運営者やアプリ提供者の責任が新たに規定され、ダウンロード違法化の対象が著作物全般に拡大するなどインターネットの海賊版対策が強化された。ユーザーの使用萎縮を防ぐ対策も講じられた。

■はじめに

2020年6月、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）が成立し、公布された。

改正法は、近年の社会情勢の変化に対応すべく、①インターネット上の海賊版対策をはじめ、②著作権の円滑な利用を図るための措置、③著作権の適切な保護を図るための措置、④プログラムの著作物に係る登録制度の整備につき、新たに規定した。

本稿は、これらの新たな規定のうちインターネット事業者またはユーザーにとって影響のある改正点に絞って解説するものである。

■インターネット上の海賊版対策強化の背景

本稿で海賊版とは、インターネット上でコンテンツを違法にアップロードするウェブサイトのことである。近年、この海賊版サイトの存在が大きな社会問題となった。

海賊版には、侵害コンテンツがアップロードされたサイトのリンク先をまとめた「リーチサイト」や「リーチアプリ」、ストリーミングで作品が読めるサービスを提供する「オンラインリー

ディングサイト」、YouTubeなどにコンテンツを投稿する「動画投稿サイト」などさまざまな種類がある。

リーチサイトの代表格としては、2016年に登場した「はるか夢の址」があまりにも有名である。「はるか夢の址」は人気漫画をサーバーに記録・蔵置の上、当該記録・蔵置場所を示すURLを記録・蔵置し、インターネット利用者（ユーザー）が閲覧できる状態にしていた。また「漫画村」は、違法にスキャンした漫画を大量にインターネット上にアップロードして、ウェブサイト閲覧者に無料で当該スキャンデータ化された作品を提供し、オンラインリーディングサイトの代表格として、多く閲覧されていた。いずれも、ウェブサイト公開から閉鎖までの間に、権利者に巨額の損失を与えたといわれている。

このような海賊版の台頭には、他人のコンテンツにフリーライドして広告による収益が得られるという、デジタル化がもたらした構造的な問題が背景にあると考えられる。改正法は、こうした海賊版への対策を講じるべく、規制を強化したものである¹。リーチサイト規制については本稿執筆時点ですでに摘発事例があり、今後本規制の効果が期待される。

■リーチサイト規制

改正法の下では、侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為と、リーチサイト等を運営等する行為自体が著作権侵害行為とみなされ、民事上・刑事上の責任を問われることとなった。

●侵害コンテンツへのリンク情報の提供（法113条2項）

改正法は、閲覧者による侵害コンテンツの閲覧やダウンロードを容易にする行為を規制対象とした。「送信元識別符号等」（URL等のリンク情報）の提供であって、「侵害著作物等」（著作権等（翻訳以外の法28条の権利を除く）を侵害して送信可能化された著作物等）の「他人による利用を容易にする行為」が、著作権等侵害とみなされることになった。

対象は、侵害コンテンツへの到達を容易にすることを通じて侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場合等に限定する趣旨²から、悪質性の高いものに限定されている。対象とされたリーチサイトやリーチアプリは、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導する」ウェブサイトやアプリ、「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられる」ウェブサイトやアプリと定義されている（「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」、「侵害著作物等利用容易化プログラム」）。

また、一般的なリンクの提供行為を委縮させないための配慮から、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることにつき、故意または過失がある場合との主観的要件が設けられている。

●リーチサイトの運営・リーチアプリの提供（法113条3項）

さらに、改正法は、侵害コンテンツへのリンク情報の提供を「防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じな

い行為」を、著作権等侵害とみなす。対象は、侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行っている者、侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行っている者である。つまり、リーチサイト運営者、リーチアプリ提供者が対象となる。

主観的には、リーチサイト運営者やリーチアプリ提供者が、自らのウェブサイトやアプリに張られたリンクが侵害コンテンツであることについての故意または過失を要件としている。

他方で、改正法は、自ら直接的にウェブサイト運営やアプリ提供を行っていないプラットフォーム・サービス提供者には、基本的に改正後の規制が及ばないことを明記した（法113条3項かつ書き）。ただし、「著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合」は、逆に対象になるので、注意されたい。

●刑事罰

上記2件の「みなし侵害」行為はいずれも、刑事罰の対象となっている。侵害コンテンツへのリンク情報の提供に関しては、法113条2項のみなし侵害を行った者に、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が、リーチサイト等の運営・リーチアプリの提供については、リーチサイトの公衆への提示を行った者・リーチアプリの公衆への提供等を行った者に、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金が、それぞれ科されることになる（いずれも併科が可能である。法120条の2第3号、法119条2項4号・5号等）。後者の罪が重く定められているのは、ウェブサイト全体の運営が、リンク情報の提供行為に比べて悪質性が高いと考えられたためである。

いずれも、親告罪（公訴提起に権利者の告訴が必要であると定められている犯罪）である。先送りになった平成31年法案（平成31年法3条）で

は非親告罪として予定されていたが、検討会の議論によって親告罪に変更された。また、刑罰規定について法は、附則4条において「罰則についての運用上の配慮」を定め、その適用において「インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない」として、慎重な運用を命じている。

■ダウンロード違法化

改正法は、インターネット上に無断掲載されたコンテンツを侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為を違法とし、悪質な場合にはさらに刑事罰の対象とした（資料5-1-2）。インターネットユーザーにとって特に注意すべき改正点である。

●規制対象を著作物全般へ拡大

著作権法は、私的に使用する目的で複製する行為を適法としている（法30条1項）が、改正前も、違法にアップロードされた著作物の録音や録画によるダウンロードは私的使用目的であっても違法とし、刑事罰の対象としていた（法119条3項）。このたびの改正は、海賊版対策の強化の趣旨で、ダウンロードの規制対象を音楽・映像から著作物全般（漫画、書籍、論文、コンピュータープログラムなど）に拡大するものである（法30条1項4号同2項、法119条第3項2号、同5項等）。

なお、音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は基本的に現行通りであり、今回の改正により後退するものではない。

●民事上の責任の範囲

侵害コンテンツのダウンロードは、著作物全般において違法とされ、規制が拡大されたが、そのためにユーザーによるインターネット使用の委縮

が起きるおそれがある。そこで、改正法は、海賊版対策としての実効性確保と国民の正当な情報収集等の萎縮防止のバランスを図る観点から、規制の対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合に限定するとともに、①軽微なもの、②二次創作・パロディ、③著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合、のダウンロードを規制対象から除外している（法30条1項4号）。

また、民事上の責任としてダウンロードが違法とされるのは、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合に限られ、「知らなかった」ことにつきユーザーに重大な過失があったとしても、違法とはならない（法30条2項）。

このほかにも改正法は、国民のインターネット上の行動を委縮させないように、運用上の配慮に関する規定を置いている（附則2-7条）。

●刑事罰

上述の通り、違法なダウンロードのうち刑事罰の対象となるのは、継続的にまたは反復して行う場合に限定されている。法定刑は、2年以下の懲役・200万円以下の罰金（併科も可能である）とされた。こちらも親告罪である（法119条3項2号）。

■著作物の円滑利用を図るための措置

著作物の円滑な利用を図るための措置に関する改正のうち、インターネットに関連して重要なものは、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大に関する改正である。

●背景

本来著作物の利用には著作権者の許諾が必要であるが、法は同時に無許諾で利用が可能となる場

	民事措置【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・対象行為	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、正規版が有償で提供されているもの
	【除外①】漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外 （※）スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない（法第30条の2により措置）	
	【除外②】二次創作・パロディは対象外	
	【除外③】「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外	
主観要件	違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合が対象 （※）重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	
常習性	—	継続的にまたは反復して行う場合が対象
法定刑の水準		2年以下の懲役・200万円以下の罰金（併科可）
報告罪の扱い		すべて報告罪（権利者の告訴が必要）

（※）このほか、附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv)施行後1年を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実（国際連携・国際執行、民間との協働など）を規定
（※）音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする（今回の改正により後退させない）

出典：著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 説明資料（文化庁）

面を限定して定めている。これを、権利者の権利が制限される側面をとらえて一般に「権利制限規定」と呼ぶが、以前から、著作物が写り込む一定の場合に当該著作物の利用許諾を不要とする旨が、権利制限規定の一つとして定められていた。

ところが、近年、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及や、動画投稿・配信プラットフォームの発達などにみられる社会情勢の変化に対応するさらなる必要が生じ、また、ダウンロード違法化に伴ってスクリーンショットの利用に関する懸念が高まった。改正法は、写り込みに関する権利制限規定（法30条の2）を拡充し、スクリーンショットを行う際に違法画像等が入り込むことを違法化しないことを定めたものである。

●規制

改正前は、写真撮影・録音・録画により著作物を創作する行為において、対象となる事物や音から分離困難である場合の、創作に伴う複製に限り、権利制限の対象としていた。改正法は、対象行為を写真撮影・録音・録画から複製・伝達行為全般（スクリーンショットや生配信、CG化も

含む）に広げ、著作物の創作以外の場合にも適用されることとし、さらに分離困難要件を外し、単に付随するものであれば足りるとすることで、規制の対象を拡大した。これにより、例えば、スクリーンショットは創作性がなく著作物創作行為にあたらぬが、改正法ではこの権利制限規定の対象となった。

ただし、濫用的な行為によって著作権者の利益が不当に害されることを防ぐ趣旨で、権利制限の対象は「正当な範囲内」に限られる点に注意が必要である。例えば、経済的利益を得るためにあえて著作物を入れ込むような場合は、権利制限規定の対象とはならず、法の原則通り著作権者の許諾が必要となる。

■著作権の適切な保護を図るための措置

著作権の適切な保護を図るための措置の中でインターネットに関連する改正としては、アクセスコントロールに関する保護の強化（法2条1項第20号・21号、法113条7項、法120条の2第4号等）が挙げられる。

2018年12月30日から施行された改正著作権

法によって、新たに「技術的利用制限手段」（アクセスコントロール）という概念が導入され、その回避行為（例えばマジコンを用いたゲームソフトの実行）が一定の場合に著作権や著作隣接権の侵害とみなされることになった。一方で、コンテンツの提供方法は、パッケージからインターネット配信・ダウンロードとシフトしており（ゲームのソフトウェアなど）、シリアルコードを利用したライセンス認証等の「アクティベーション方式」による保護技術が用いられる場面が増えている。

すでに不正競争防止法ではこの点の整理がなされていたところ、著作権法においても、コンテンツの不正利用防止に関して、シリアルコードを利用したライセンス認証など最新の技術に対応できるよう、「平成30年不正競争防止法改正」と同様のアクセスコントロール保護を規定した。

具体的には、アクセスコントロールに関して①ライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることを明確にし、②ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等を著作権侵害行為とみなし、差止請求および損害賠償請求の対象とし、故意犯を刑事罰の対象と定めた。

■プログラムの著作物に係る登録制度の整備

改正法は、訴訟等での立証の円滑化に対する

ニーズに応え、著作権者等が自ら保有するプログラムの著作物（訴訟等で係争中のもの）と事前に登録がなされているプログラムの著作物が同一であることの証明を請求できることとした。

すなわち、原告となる者が、係争中のプログラムの著作物が、登録しておいた自己のプログラムの著作物と同一であることの証明を受けることにより、遅くとも当該登録時にはすでに当該プログラムの著作物を創作していたことを証明できることで、依拠性の立証等が円滑になるものと予想される。

■おわりに

インターネット事業者またはユーザーにとって特に重要なのはリーチサイト規制とダウンロード違法化であると思われるが、これらは今回の改正の目玉でもある。リーチサイト運営者やアプリ提供者の責任が規定され、これまで音楽や映像に限られていたダウンロード違法化が、著作物全般に拡大し規制が強化されたことで、海賊版に対する抑止効果が期待されている。

もっとも、改正法制定時の期待とは裏腹に、海賊版は後を絶たないという深刻な現状がある³。したがって、海賊版対策は今回の改正にとどまらず、今後も大きな課題になろう。

1. インターネット上の海賊版に対しては、内閣府などのまとめで「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」が作成され、関係事業者と連携しつつ対策を講じていくことが予定されている。
インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について（2019年10月）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2019/pdf/kaizoku_taisaku.pdf

2. 文化審議会著作権分科会報告書（同分科会、2019年2月）p25
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf

3. 海賊版サイトは「漫画界の将来に暗い影」赤松健さんから被害の深刻さ訴える（弁護士ドットコム、2020年12月）コメント欄
<https://news.yahoo.co.jp/articles/dc00d9a7c9640b523995e16723026e9adfa159e8/>



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2021年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp